

114
A 4439

Handwritten notes on a separate sheet of paper, including the name "平井史" (Hirai Shiro) and other illegible characters.



第四十 四號上申

第一

役々本月十三日ニチ、ダブリウ、アツプ、シヨ

ンス氏ニ面會仕其後十五日ニ再會仕候処下文

ノ如キ規定ヲ立テ牝羊十萬頭ヲ日本ニ飼付ク

ル条約ヲ日本政府ト取結度旨申出候

第二

ジヨンス氏自ラ十分ノ土地ヲ撰ミ政府ノ費用

ニテ同氏ノ指図通リ牧州ヲ耕種シ牧羊ニ必用

ナル普請修理ヲ為スヘキ事

平井史

大正十一年四月贈月

A 4439

第三

羊ヲ打渡ル前先ツ三千アクル并ノ地ヲ墾用シ
必用ノ普請向一切取立テ其後三千アクル餘
及ハサルノ地ヲ年々墾用シ一万五千アクルノ
地ニ牧艸繁茂スルニ至ルヲ期ス

第四

右墾用ノ惣費用ハ大略十五万弗許ナルヘシ初
年ニハ先ツ三万五千或ハ四万弗モ入用ナルヘ
ク其後五ケ年ノ間年々二万五千弗宛ノ費用ヲ
掛ケナハ地ヲ開キ牧羊繁殖スル者ノ入費ヲ支

フルニ足ルヘキ也併シ此算計ハ誠ノ荒積ト看
做スヘキ事

日本政府ハ耕作器具ヲ買クジヨンス氏ニ度ス
ヘシ其價ハ五千弗ニ踰ヘス且ツ又同氏ノ横濱
ヨリ牧羊場マテ羊ヲ運送スル費用ヲ給スヘシ
牧羊看護ノ諸費ハジヨンス氏引請ケ又アメリ
カイギリス、スペイン、スイツ、ル支那或ハアウ
ストラリア等其地何ノ國ニテ羊ヲ買入ル、氏
之ノ横濱マテ運送スル等ノ費用ハジヨンス氏
引請ヘ可申事

第五

牝羊二万頭飼付出来スルニ至ラハ日本政府江
其中一万頭ヲ渡シ尔後年々一万頭ツ、渡シテ
十万里ヲ渡シ終リ此約束ノ全ク済ムニ至ルヘ
シ牝羊八万頭ヲ渡ス後ハ日本政府残二万頭
牝羊ト又ジヨンス氏ガ此約束済ミノ頃ニ所持
スル程ノ牡羊ヲ受取ルヘシ其数ハ一万頭ニハ
踰ヘサルヘキナリ

第六

日本政府ハ毎年九月ニジヨンス氏ヨリ渡シ或

ハ渡スヘキ牝羊一頭ニ付キ七弗ツ、一歳以上
ニナリタル獺羊一匹ニ付キ四弗ツ、ノ割ニテ
同氏ヘ其代ヲ指フヘキ事

第七

其他政府ハ残ラス羊毛ヲ買入ルニ市價ヲ以テ
スル事ヲ約シ且其羊及ク毛ハ該地若クハ其羊
ヲ飼フヘキ場処ニ於テ受典スルヲ約スヘキ事

第八

該地ヲ耕墾シテ最良ノ牧草等ヲ生セシムルハ
ジヨンス氏ノ考定スル所ニ従ク同氏ニ任用ス

ル所ノ地ハ特ニ之ヲ管理スル事ヲ准允スベシ
而シテ冬時ノ飼草ヲ貯フル為メノ地ヲ耕種ス
ルニ要用ナル馬其他ノ家畜ヲ飼フ事ヲ許可シ
之カ為メニ同氏ノ使用スル馬及ヒ家畜ハ自費
ヲ以テ之ヲ買取ラシムヘキ事

第九

此事ヲ起スカ如キハ一大事業ニシテ十年若ク
ハ十二年ヲ經ルニ非サレハ充分ナル成功ヲ奏
スルニ至ラサルベシ然レトモ今若シ此条約ヲ
告フニ至ラバ政府ノ為メニ適宜ナル時限ハ下

文ニ定ムル約東通リジヨンス氏ノ初メテ羊ヲ
輸入シ既ニ着手セシ日ヨリ後七年ヲ限期トシ
テ十分ナルベシ

第十

奈須野ヶ原ノ曠漠タル平原ノウチ其幾部ヲ交
シテ牧羊場ト為スヘキモノト推考スルハ此条
約満期ノ時ニ至リテ蕃盛ノ地トナリ其價値エ
一ク^地坪^ノ各^一エ^ク餘^ニ当^ルハ^毎ニ^五十^ドル^ラ
^我四^段十^八步^餘ニ^当ル^ハ每^ニ五^十ド^ルラ
ルヨリ下落スル事ナカラシ今時若シ此地ヲ買
ント欲スル者ヲ搜出シ得ルトモ毎エーグルニ

ツキ大約六「ドル」ラレ以上ニテハ賣却スルヲ得
ザルベシ

余輩第言フ所ニテハ其全地ノ荒蕪ヲ変シテ良
地ト為スカ如キハ二十五万「ドル」ノ経費ヲ
要スベシト虽モ其後ニ至リテ数十万「ドル」
ノ純利益アリ而シテ此条約ヲ遂ルニハ必ス十
二年ヲ經ルモノトスルモ此間政府ニテ飼育ス
ル所ノ羊ハ其原價十万「ドル」ヲ出シテ不慮
ノ損失及ヒ其死亡ヲ算入スルモ一千百十五万
八千六百〇五「ドル」ノ巨價ニ至ラン事ハ未

ニ附加スル表ノ如クナルベシ又「ジョン」ス氏
任用シタル全地及ヒ之ヲシテ改良セシメンカ
為ニ同氏ノ如ヘタル勉勵モ合シテ政府ノ所有
物タルベキ事ハ固ヨリ忘却スベキ所ニ非サル
ナリ

第十一

今日各國ト取結ニ成リ居ル条約上ニ載スル領
地外ノ推テ記シタル文面中日本ノ權及ヒ免許
ニ差響キ不都合起ラサル様ニシテ此条約ヲ取
結ニ施行セン為ニ「ジョン」ス氏ヲ以テ内務省ノ

一 官員ニ補任シ表向名目ハ下ニ記スル如キ月
給ノ賜ハラント議シタリ併シ其月給ニテハ同
氏ノ使用スル看守人ノ給料及ヒ旅費ヲ償フニ
モ足ラサルヘシ右ノ如ク官員ト為ルトキハジ
ヨンス氏ノ職分左ノ如シ

第一 ジヨンス氏頭取指揮シテ羊ヲ日本ニ持来
スノ前十八ヶ月ノ間尽カシテ第四ノ条ニ記ス
ル如ク荒地ヲ開墾シ牧草ヲ生植スヘキ事

第二 余ノ上申第十六号ニ述ヘタル策ノ通ニ牧
羊ヲ日本ニ行ハレシメンカ為メニ枝場諸縣ニ

置クノ任ヲ受ケタル官員ニ牧羊方法ヲ傳授ス
ル事又第五ノ条ニ記スル如キ方ニテ羊ヲ政府
ニ渡ス準備ニ為ス事

第三 前文ノ如ク政府ニ受取リタル羊ヲ枝場ニ
分配スルノ良方ヲ其当任ノ日本官員ニ傳授ス
ル事

第十二

第四ノ条ニ示シタル本牧場ヲ處分スル為ニ必
用ノ看守人ハジヨンス氏自ラ撰任シ給養スヘ
シ然レトモ第十一ノ条第二節ニ記スル如キ日

本政府ニテ開クヘキ枝分ノ牧場ヲ処分スル為
ノ入費ハ同氏ノ引受クヘキ義無之答ノ事

第十三

ジョンズ氏ト日本政府ト取結フヘキ此条約ノ
草案通リニ同氏ノ引請ヘキ勤勞ノ賞ヲ議スル
ニハ左ノ件々ヲ忘ルヘカラス第一ニハ資本ヲ
損スルノ懼レハ独ジョンズ氏ノ方ニノミ在リ
是双方ノ意ニ出ツルナリ第二ニハ日本政府ニ
渡ス羊十萬匹ヲ産殖スルニ必用ノ牝羊ヲ日本
ニ飼付ソル為ニ入用ノ資本ヲ先ヘ出ス事モ独

ジョンズ氏引請クルイ第四ノ条ニ記スルカ如
シ第三ニハ政府ニテ是マテモ此事ニ種々尽カ
シタレトモ其功ナカリシト謂フヲジョンズ氏
更ニ之ヲ企テントスル事第四ニハ日本政府ハ
事ノ成否ニ拘ラス必ス益ヲ得ル者タルヘシ其
故ハ同氏ノ工夫ヲ運ラシテ^開所ノ土地ハ之
ヲ^開クニ費ユル高ヨリモ大ニ價ヲ生スヘケレ
ハナリ

第十四

前条ニ列スル件々ニ基ツキ日本政府宜シクシ

ヨシス氏ニ一年二千五百弗ノ給料ヲ與フヘシ
第二ノ条ヲ比見スベシ而シテ第五ノ条ニ記ス
ル如ク同氏ノ時々政府ヘ渡スヘキ羊ノ代價ハ
第六ノ条ニ記スル通り之ヲ拂フヘシ右代價ニ
ハ手数料前金償還骨折ノ報及ヒシヨンス氏ノ
此条約面ニ就キ受取ルヘキトスル一切ノ報償
ヲ込ムル者ナリ

第十五

前ノ条々ハ日本政府トシヨンス氏ト取合ハン
トスル条約ノ荒増ノ艸案ノミ弥此事施行ニお

成ルヘケレハ日本政府トシヨンス氏双方ノ為
ニ本条約ヲ綴リ語句ヲ釐用スルノ事ハ本職ノ
代筆状者ニ委任スヘキナリ

千八百七十五年二月十八日東京ニ於テ謹具

レゼンドル

大藏卿大隈重信閣下

第四十四号記録附属甲表

時限	此羊ノ受胎高		加		繁殖シタル羊		賣捌適宜ナル 牡羊ノ番号	
	番号	價	口	ハ	一歳ノ羊子	ホ	一	ハ
第一回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	上全シ	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇	五,〇〇〇	一〇,〇〇〇
第二回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	、	一〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	一七,五〇〇	一〇,〇〇〇
第三回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	一七,五〇〇	一七,五〇〇	、	一七,五〇〇	三〇,〇〇〇	一七,五〇〇	一七,五〇〇
第四回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	三七,五〇〇	三七,五〇〇	、	三七,五〇〇	七二,〇〇〇	三七,五〇〇	三七,五〇〇
第五回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇	、	三六,〇〇〇	七二,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇
第六回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	五七,七五〇	五七,七五〇	、	五七,七五〇	一〇九,七五〇	五七,七五〇	五七,七五〇
第七回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	八二,七五〇	八二,七五〇	、	八二,七五〇	一六五,七五〇	八二,七五〇	八二,七五〇
第八回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	二五,一三五	二五,一三五	、	二五,一三五	三三,二五〇	二五,一三五	二五,一三五
第九回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇	、	三六,〇〇〇	三三,三〇〇	一六,一五〇	一六,一五〇
第十回ノ引渡シ	一〇,〇〇〇	三六,〇〇〇	三六,〇〇〇	、	三六,〇〇〇	四九,七五〇	二四,七五〇	二四,七五〇
通計	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	、	一〇〇,〇〇〇	六六六,〇〇〇	三三八,〇〇〇	三三八,〇〇〇

年々ノ價值乙表

年	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	通計	見積價	惣額
羊	五〇〇〇	一〇〇〇〇	一七五〇〇	二七五〇〇	三六〇〇〇	五四七五〇	八二七五〇	二五二二五	一六一二五	二四七二五	七五三三三	四布	三九三三〇
羊毛	六〇〇〇〇	二二〇〇〇〇	三三〇〇〇〇	五四〇〇〇〇	九六二〇〇〇	一〇八九〇〇〇	一六五〇〇〇〇	二二七四二〇〇	三三三三三〇〇	四九五〇〇〇	二五二五八〇	二十五布	二七七八五〇
現有	一〇〇〇〇〇	二〇〇〇〇〇	二五〇〇〇〇	五五〇〇〇〇	七二〇〇〇〇	一〇九〇〇〇〇	一六五〇〇〇〇	二二〇〇〇〇〇	三三三三三〇〇	四九四二五〇	四九四二五〇	七布	二四六二五〇
全上滿一										一六一二五〇	一六一二五〇	七布	一一三三三〇
全上羊										二四七二五〇	二四七二五〇	二布	四九四二五〇
刺羊子										二四七二五〇	二四七二五〇		二九三九五〇
												附加シタル 羊子ノ價	四九四二五〇
												惣價額	二二九八四五〇

表ノ解

右ノ表ハ羊ノ天然ノ増殖ヲ示スタメニ造リタル者ニシテ意外ノ不幸死等ヨリ生スル損害ヲ引去リタルモノニアラス若シ此損害ヲ引去ルハ回ノ表ニ載シタル價值ノ通計(一千二百三十九万八千四百五十弗)ヨリ其一部(即チ一百一十三万九千八百四十五弗)ヲ減シ一千一百一十五万八千六百〇五弗トナサ、ルヲ得ス。此ヨリハ氏ノ考ニ日本ニテハ小羣ノ羊ヲ牧ス可シ故ニ大羣ノ羊ヲ牧スルヨリ却テ餘程速ニ繁殖ス

可キヲ以テ右ノ死并ニ其他不意ノ損害ノ割合ハ甚タ多ク積リタルナリ同氏又二十年間ノ経験ニテハ七分ヨリ多クノ損害ヲ受ケシトナシト云フ

イノ行ハ
一。号記録ノ章ニ在ル如ク日本ニ引渡ス可シト思料スル羊ノ数ナ

回四ノ行ハ
四行ノ牝牝ノ羊子ナリ

三ノ行ハ
四行中ノ牝羊ニシテ滿一歳ニ届キタルモノナリ

四ノ行ハ
毎年ノ末ニ日本ニ現有ヤンコヲ

希望スル羊ノ繁殖数ノ通計ナリ
譬へハ第一年ニハ只第一回ニ引渡シタル一万頭ノ牝羊ノミニテ此牝羊日本ニテ五千頭ノ牝羊子(四ノ行ニ載スル所ヲ見ヨ)ヲ産出スト虽モ此羊子ハ第二年目マテハ子ヲ産ムニ適當ナラス、第二年目ニハ第一回ノ牝羊一萬頭ノ第一二回ニ再々引渡シタル一万頭ノ

北羊アル可シ第三年目ニハ第一
回ノ一万頭ト第二回ノ一万頭ト
第三回ノ一万頭ト是ニ第一年ニ
産出シタル五千頭ノ北羊アリ
毎年産出スル所ノ割羊即チ羊毛
ヲ切リタル牡羊ニシテ且ツ羊肉
トシテ賣捌キ得可キモノナリ
乙表ハ甲表ヨリ得可キ成果ヲ示スモノニテ別
ニ解明ヲ要セサル可シ

□ノ行ハ

